平成２５年（フ）第１４２号
大分市大字古国府1355番地の６　アドバンス古国府106
債務者　宮﨑　正一
1　決定年月日時　平成25年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第５０号
宮崎県日向市新生町２丁目90番地　第２アパート３－１
債務者　奈須　正平
1　決定年月日時　平成25年５月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで　宮崎地方裁判所延岡支部

平成２５年（フ）第２８号
岩手県花巻市下小舟渡236番地４
債務者　熊谷公美子
1　決定年月日時　平成25年５月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月10日まで　盛岡地方裁判所花巻支部

平成２５年（フ）第１４号
宮城県東松島市矢本字北浦252番地８、旧住所宮城県桃生郡矢本町矢本字北浦252番地８
債務者　菅野えみ子
1　決定年月日時　平成25年５月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月10日まで　仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２５年（フ）第５８号
秋田市土崎港東２丁目21番13号
債務者　出口　亮平
1　決定年月日時　平成25年５月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月10日まで　秋田地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４９号
福井市二の宮４丁目26番18号
債務者　水島　　修
1　決定年月日時　平成25年５月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月10日まで　福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第６７号
福井市大和田町第30号３番地３　カームホーム303、旧住所福井市志比口３丁目３番45号
債務者　デイズこと　牧田　浩之
1　決定年月日時　平成25年５月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月10日まで　福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第７８号
福井市日之出４丁目15番18号
債務者　竹内　克広
1　決定年月日時　平成25年５月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月10日まで　福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第７９号
福井市開発１丁目2607番地　レオパレスＲＡＫＵＪＯ209号、旧住所福井県越前市南２丁目３―22　市営住宅３号館35号
債務者　宮家　和哉
1　決定年月日時　平成25年５月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月10日まで　福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第８０号
福井市つくも２丁目８番12号　第２司コーポ301
債務者　島田　絹代
1　決定年月日時　平成25年５月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月10日まで　福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第８１号
福井市つくも２丁目８番12号　第２司コーポ301
債務者　田中　　力
1　決定年月日時　平成25年５月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月10日まで　福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第８５号
福井市光陽１丁目９番31号
債務者　薮　　邦夫
1　決定年月日時　平成25年５月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月10日まで　福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１５号
福井県敦賀市莇生野90―３　特別養護老人ホーム眞盛苑、住民票上の住所福井県敦賀市角鹿町２番地の５
債務者　小西　春雄
1　決定年月日時　平成25年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月10日まで　福井地方裁判所敦賀支部

平成２５年（フ）第２８号
兵庫県豊岡市梶原678番地の３
債務者　榊原　信次
1　決定年月日時　平成25年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月10日まで　神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２５年（フ）第２９号
兵庫県豊岡市梶原678番地の３
債務者　榊原百合子
1　決定年月日時　平成25年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月10日まで　神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２５年（フ）第１５８号
千葉県流山市東初石１丁目162番地の36　俊明荘103
債務者　高橋　利典
1　決定年月日時　平成25年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月11日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第１７３号
千葉県我孫子市湖北台７丁目３番18―403号
債務者　小林　幸裕
1　決定年月日時　平成25年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月11日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部